

尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画  
平成29年度施策評価結果

尼 崎 市  
平成30年2月

# 目次

---

## 1 施策評価に当たって

---

- (1) 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (2) 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- <参考1> 次世代計画と総合計画の施策の展開方向相関図・・・・・・・・3
- (3) 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

## 2 施策評価結果

---

- (1) 目標ごとの評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
  - 子育てを楽しむ家庭環境づくり・・・・・・・・・・・・・5
  - すべての子どもが健やかに育つ環境づくり・・・・・・・・7
  - 豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり・・・・・・・・9
- (2) 施策ごとの評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

## 資料編

---

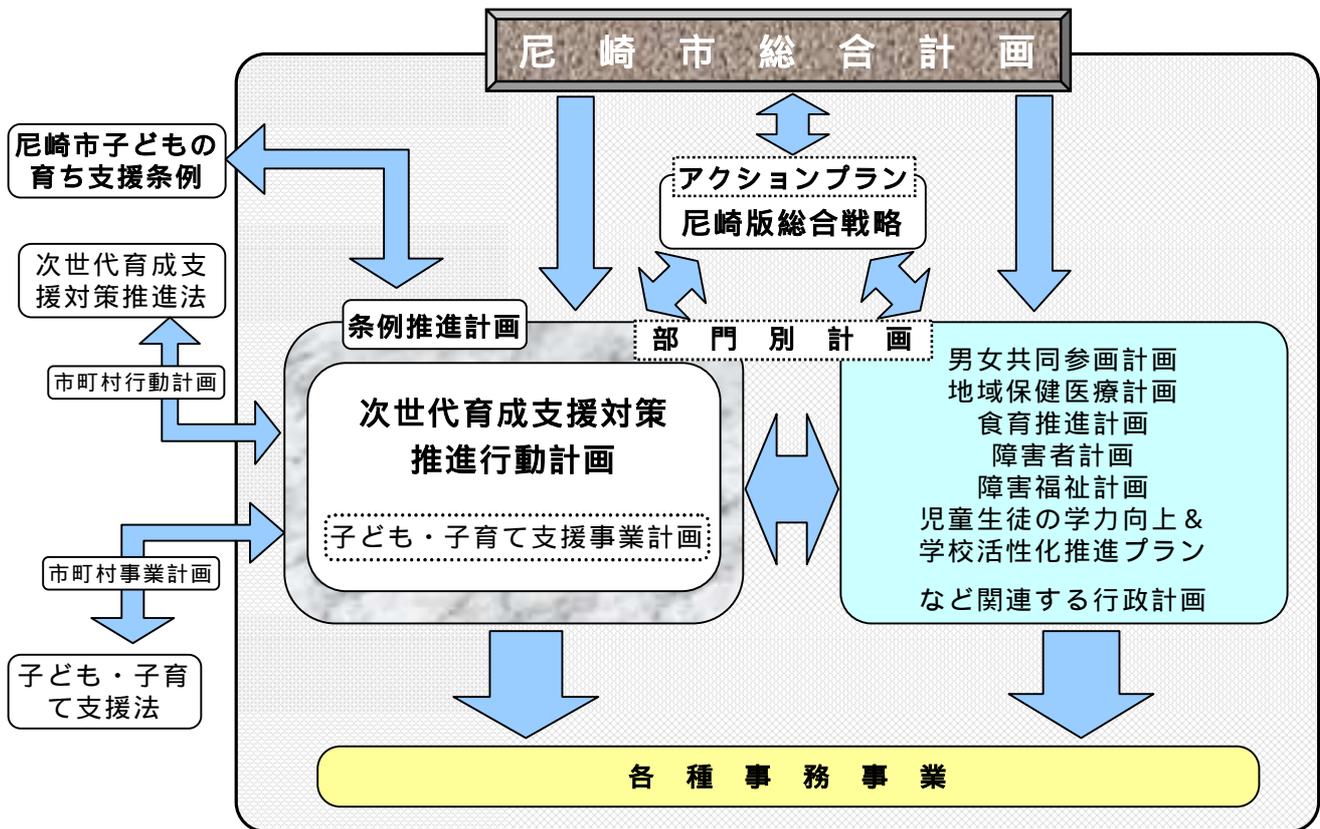
- 1 ライフステージからみた子育て支援の取組み(主なもの)・・・・17
- 2 尼崎市子どもの育ち支援条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

# 1 施策評価に当たって

## (1) 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条の規定に基づく市町村行動計画であると同時に、尼崎市子どもの育ち支援条例第 12 条の規定に基づく推進計画として位置づけるものであり、尼崎市子ども・子育て支援事業計画の内容も包含しています。

また、本計画は、尼崎市の最上位計画である「尼崎市総合計画（以下「総合計画」といいます。）」の部門別計画とし、総合計画のアクションプランと位置づけられている「尼崎版総合戦略」との整合を図るとともに、本計画の内容は、保健、医療、福祉、教育など、子どもや子育てに関連する分野において本市が策定し、推進している他の行政計画とも整合を図ることとします。



上記の通り、本計画は総合計画の部門別計画として位置づけることから、その進捗管理に当たっては、総合計画の施策評価に基づき、尼崎市子ども・子育て審議会に報告し、意見・提言を受けるものとします。

また、尼崎市子ども・子育て支援事業計画は本計画に包含されているものと位置づけますが、その進捗管理に当たっては需給計画であることから、目標事業量に対する数量評価を行い、尼崎市子ども・子育て審議会に報告し、意見・提言を受けるものとします。

## (2) 計画の体系

| 目 標                                    | 施 策   | 施策の方向性   |
|--|---|--|
| <p>目標 1</p> <p>子育てを楽しむ家庭環境づくり</p>      | <p>(1)安全に安心して産み育てるための支援</p> <p>(2)家庭の子育て環境の充実に向けた支援</p>   | <p>妊産婦・子どもへの健康づくり支援</p> <p>子育てしやすいまちに向けた取組み</p> <p>家庭の子育てを支える取組み</p> <p>子育てと仕事の調和の実現に向けた支援</p>                     |
| <p>目標 2</p> <p>すべての子どもが健やかに育つ環境づくり</p> | <p>(1)社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援</p> <p>(2)地域で子育てを支えるための支援</p> | <p>要保護・要支援の子どもとその家庭への支援</p> <p>障害のある子どもとその家庭への支援</p> <p>地域の子育て力を高める取組み</p>   |
| <p>目標 3</p> <p>豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり</p> | <p>(1)学校教育の充実に向けた取組み</p> <p>(2)青少年健全育成のための支援</p>          | <p>学力向上及び健全な心身の育成</p> <p>教育環境の整備</p> <p>学校・家庭・地域社会の連携</p> <p>多様な学習機会の提供</p> <p>多世代・異年齢との交流</p> <p>青少年の主体的な活動支援</p> |

## < 参考 1 > 次世代計画と総合計画の施策の展開方向相関図

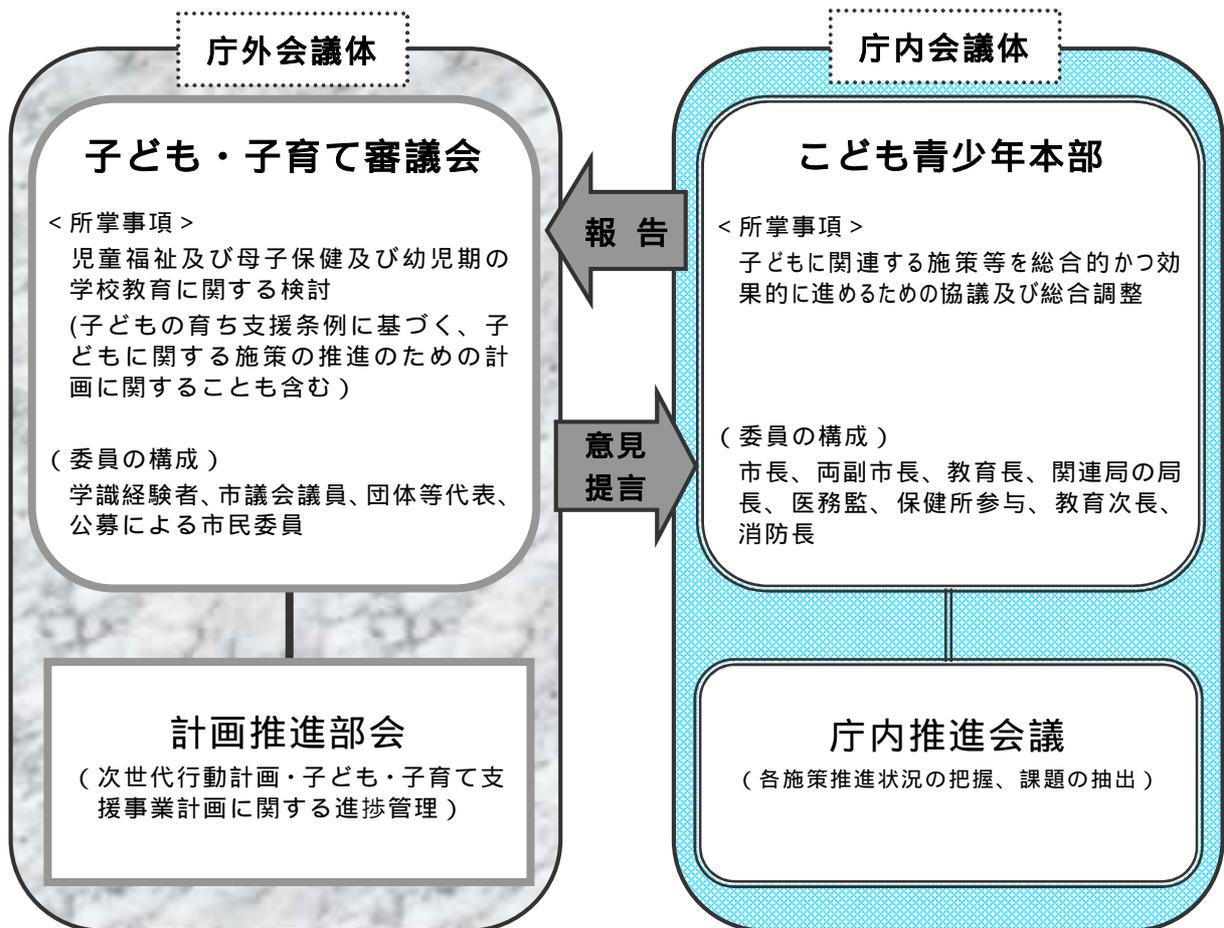
| 尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画   | 尼崎市総合計画における施策の展開方向   |   |  |                          |  |                      |   |                        |                    |   |  |                           |                      |   |                   |  |                    |                 |                                 |
|--|----------------------|---|--|--------------------------|--|----------------------|---|------------------------|--------------------|---|--|---------------------------|----------------------|---|-------------------|--|--------------------|-----------------|---------------------------------|
| <p>目標1 子育てを楽しむ家庭環境づくり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="169 432 475 846" rowspan="2">                     (1)安全に安心して産み育てるための支援                 </td> <td data-bbox="475 432 721 658">                     妊産婦・子どもへの健康づくり支援                 </td> <td data-bbox="721 320 1466 658">                     【01 地域コミュニティ】【04 子ども・子育て支援】【05 人権尊重】<br/>                     【10 医療保険・年金】【11 地域保健】【13 生活安全】<br/>                     【14 就労支援】【20 都市基盤】<br/>                     支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等適切な維持・運営に努めます。(10-1)<br/>                     生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化をめざします。(10-2)<br/>                     ライフステージに応じた健康づくりを支援します。(11-1)<br/>                     適切な医療体制の確保に努めます。(11-2)<br/>                     健康危機管理体制の確立に取り組みます。(11-3)                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 658 721 846">                     子育てしやすいまちに向けた取り組み                 </td> <td data-bbox="721 658 1466 846">                     子育てや地域の見守り、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。(01-2)<br/>                     地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。(13-1)<br/>                     都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。(20-1)                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="169 846 475 1106" rowspan="2">                     (2)家庭の子育て環境の充実に向けた支援                 </td> <td data-bbox="475 846 721 913">                     家庭の子育てを支える取り組み                 </td> <td data-bbox="721 846 1466 913">                     家庭における子育て力を高めます。(04-1)                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 913 721 1106">                     子育てと仕事の調和の実現に向けた支援                 </td> <td data-bbox="721 913 1466 1106">                     市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」の実現に努めます。(05-1)<br/>                     企業等と就労希望者双方のニーズを踏まえ、きめこまやかな就労マッチングに取り組みます。(14-1)<br/>                     就労希望者に対して、職業意識の醸成や、企業の求める人材を踏まえた人材育成に取り組み、就職力を高めていきます。(14-2)                 </td> </tr> </table> | (1)安全に安心して産み育てるための支援 | 妊産婦・子どもへの健康づくり支援  | 【01 地域コミュニティ】【04 子ども・子育て支援】【05 人権尊重】<br>【10 医療保険・年金】【11 地域保健】【13 生活安全】<br>【14 就労支援】【20 都市基盤】<br>支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等適切な維持・運営に努めます。(10-1)<br>生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化をめざします。(10-2)<br>ライフステージに応じた健康づくりを支援します。(11-1)<br>適切な医療体制の確保に努めます。(11-2)<br>健康危機管理体制の確立に取り組みます。(11-3) | 子育てしやすいまちに向けた取り組み        | 子育てや地域の見守り、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。(01-2)<br>地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。(13-1)<br>都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。(20-1) | (2)家庭の子育て環境の充実に向けた支援 | 家庭の子育てを支える取り組み  | 家庭における子育て力を高めます。(04-1) | 子育てと仕事の調和の実現に向けた支援 | 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」の実現に努めます。(05-1)<br>企業等と就労希望者双方のニーズを踏まえ、きめこまやかな就労マッチングに取り組みます。(14-1)<br>就労希望者に対して、職業意識の醸成や、企業の求める人材を踏まえた人材育成に取り組み、就職力を高めていきます。(14-2) | <p>【04 子ども・子育て支援】【06 地域福祉】【08 障害者支援】<br/>【09 生活支援】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="169 1189 475 1415" rowspan="2">                     (1)社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援                 </td> <td data-bbox="475 1189 721 1346">                     要保護・要支援の子どもとその家庭への支援                 </td> <td data-bbox="721 1189 1466 1346">                     専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します。(06-3)<br/>                     支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。(09-1)<br/>                     生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。(09-2)<br/>                     生活保護の適正運営と自立支援の取り組みを進めます。(09-3)                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1346 721 1415">                     障害のある子どもとその家庭への支援                 </td> <td data-bbox="721 1346 1466 1415">                     地域での在宅生活を支えます。(08-1) 適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。(08-2) 障害のある人の社会への参加を促進します。(08-3)                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="169 1415 475 1482">                     (2)地域で子育てを支えるための支援                 </td> <td data-bbox="475 1415 721 1482">                     地域の子育て力を高める取り組み                 </td> <td data-bbox="721 1415 1466 1482">                     地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます。(04-3)                 </td> </tr> </table> | (1)社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援  | 要保護・要支援の子どもとその家庭への支援 | 専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します。(06-3)<br>支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。(09-1)<br>生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。(09-2)<br>生活保護の適正運営と自立支援の取り組みを進めます。(09-3) | 障害のある子どもとその家庭への支援 | 地域での在宅生活を支えます。(08-1) 適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。(08-2) 障害のある人の社会への参加を促進します。(08-3) | (2)地域で子育てを支えるための支援 | 地域の子育て力を高める取り組み | 地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます。(04-3) |
| (1)安全に安心して産み育てるための支援   |                      | 妊産婦・子どもへの健康づくり支援  | 【01 地域コミュニティ】【04 子ども・子育て支援】【05 人権尊重】<br>【10 医療保険・年金】【11 地域保健】【13 生活安全】<br>【14 就労支援】【20 都市基盤】<br>支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等適切な維持・運営に努めます。(10-1)<br>生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化をめざします。(10-2)<br>ライフステージに応じた健康づくりを支援します。(11-1)<br>適切な医療体制の確保に努めます。(11-2)<br>健康危機管理体制の確立に取り組みます。(11-3) |                          |  |                      |   |                        |                    |   |  |                           |                      |   |                   |  |                    |                 |                                 |
|  | 子育てしやすいまちに向けた取り組み    | 子育てや地域の見守り、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。(01-2)<br>地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。(13-1)<br>都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。(20-1)  |  |                          |  |                      |   |                        |                    |   |  |                           |                      |   |                   |  |                    |                 |                                 |
| (2)家庭の子育て環境の充実に向けた支援   | 家庭の子育てを支える取り組み       | 家庭における子育て力を高めます。(04-1)  |  |                          |  |                      |   |                        |                    |   |  |                           |                      |   |                   |  |                    |                 |                                 |
|  | 子育てと仕事の調和の実現に向けた支援   | 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」の実現に努めます。(05-1)<br>企業等と就労希望者双方のニーズを踏まえ、きめこまやかな就労マッチングに取り組みます。(14-1)<br>就労希望者に対して、職業意識の醸成や、企業の求める人材を踏まえた人材育成に取り組み、就職力を高めていきます。(14-2)                                     |  |                          |  |                      |   |                        |                    |   |  |                           |                      |   |                   |  |                    |                 |                                 |
| (1)社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援   | 要保護・要支援の子どもとその家庭への支援 | 専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します。(06-3)<br>支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。(09-1)<br>生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。(09-2)<br>生活保護の適正運営と自立支援の取り組みを進めます。(09-3) |  |                          |  |                      |   |                        |                    |   |  |                           |                      |   |                   |  |                    |                 |                                 |
|  | 障害のある子どもとその家庭への支援    | 地域での在宅生活を支えます。(08-1) 適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。(08-2) 障害のある人の社会への参加を促進します。(08-3)  |  |                          |  |                      |   |                        |                    |   |  |                           |                      |   |                   |  |                    |                 |                                 |
| (2)地域で子育てを支えるための支援   | 地域の子育て力を高める取り組み      | 地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます。(04-3)   |  |                          |  |                      |   |                        |                    |   |  |                           |                      |   |                   |  |                    |                 |                                 |
| <p>目標3 豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="169 1550 475 1740" rowspan="3">                     (1)学校教育の充実に向けた取り組み                 </td> <td data-bbox="475 1550 721 1639">                     学力向上及び健全な心身の育成                 </td> <td data-bbox="721 1482 1466 1639">                     【02 生涯教育】【03 学校教育】【04 子ども・子育て支援】<br/>【05 人権尊重】<br/>                     確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざし、学校教育を充実します。(03-1)<br/>                     人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。(05-3)                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1639 721 1740">                     教育環境の整備<br/>学校・家庭・地域社会の連携                 </td> <td data-bbox="721 1639 1466 1740">                     子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実します。(03-2)<br/>                     地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。(03-3)                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1740 721 1830">                     多様な学習機会の提供                 </td> <td data-bbox="721 1740 1466 1830">                     市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。(02-1)                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="169 1830 475 1998" rowspan="2">                     (2)青少年健全育成のための支援                 </td> <td data-bbox="475 1830 721 1930">                     多世代・異年齢との交流                 </td> <td data-bbox="721 1830 1466 1930">                     健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。(02-2)<br/>                     生涯学習やスポーツ活動を通じて、生きがいづくりや地域での交流を促進していきます。(02-3)                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1930 721 1998">                     青少年の主体的な活動支援                 </td> <td data-bbox="721 1930 1466 1998">                     子どもの主体的な学びや行動を支えます。(04-2)                 </td> </tr> </table>  | (1)学校教育の充実に向けた取り組み   | 学力向上及び健全な心身の育成  | 【02 生涯教育】【03 学校教育】【04 子ども・子育て支援】<br>【05 人権尊重】<br>確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざし、学校教育を充実します。(03-1)<br>人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。(05-3)  | 教育環境の整備<br>学校・家庭・地域社会の連携 | 子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実します。(03-2)<br>地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。(03-3)  | 多様な学習機会の提供           | 市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。(02-1) | (2)青少年健全育成のための支援       | 多世代・異年齢との交流        | 健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。(02-2)<br>生涯学習やスポーツ活動を通じて、生きがいづくりや地域での交流を促進していきます。(02-3)  | 青少年の主体的な活動支援   | 子どもの主体的な学びや行動を支えます。(04-2) |                      |   |                   |  |                    |                 |                                 |
| (1)学校教育の充実に向けた取り組み   |                      | 学力向上及び健全な心身の育成  | 【02 生涯教育】【03 学校教育】【04 子ども・子育て支援】<br>【05 人権尊重】<br>確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざし、学校教育を充実します。(03-1)<br>人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。(05-3)  |                          |  |                      |   |                        |                    |   |  |                           |                      |   |                   |  |                    |                 |                                 |
|  |                      | 教育環境の整備<br>学校・家庭・地域社会の連携  | 子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実します。(03-2)<br>地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。(03-3)  |                          |  |                      |   |                        |                    |   |  |                           |                      |   |                   |  |                    |                 |                                 |
|  | 多様な学習機会の提供           | 市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。(02-1)   |  |                          |  |                      |   |                        |                    |   |  |                           |                      |   |                   |  |                    |                 |                                 |
| (2)青少年健全育成のための支援   | 多世代・異年齢との交流          | 健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。(02-2)<br>生涯学習やスポーツ活動を通じて、生きがいづくりや地域での交流を促進していきます。(02-3)  |  |                          |  |                      |   |                        |                    |   |  |                           |                      |   |                   |  |                    |                 |                                 |
|  | 青少年の主体的な活動支援         | 子どもの主体的な学びや行動を支えます。(04-2)   |  |                          |  |                      |   |                        |                    |   |  |                           |                      |   |                   |  |                    |                 |                                 |

### (3) 計画の進捗管理

本計画の施策体系は、総合計画における施策の展開方向に対応した体系となっていることから、総合計画の施策評価システムを活用し、評価（Check）、改善（Action）に力点を置いた、循環型マネジメントサイクル（PDCA サイクル）を推進します。

進捗管理に当たっては庁内会議体（尼崎市子ども青少年本部並びに庁内推進会議）にて施策ごとの点検・評価を行い、その結果を庁外会議体（尼崎市子ども・子育て審議会並びに計画推進部会）に報告し、専門的見地や市民目線での意見・提言を次年度以降の施策の推進に活用しながら、平成31年度の目標達成に向けたマネジメントサイクルを実施します。

#### < 計画の進捗管理体制 >



## 2 施策評価結果

---

### (1) 目標ごとの評価

#### 目標1 子育てを楽しむ家庭環境づくり

##### < 取組み内容と課題（主なもの） >

##### 施策(1) 安全に安心して産み育てるための支援

妊娠届出時に全数面接を行い、リスクの高い妊婦の支援に繋げているが、10代の妊婦の割合が県下で高いことや、高齢初産の増加、また核家族で周囲に身近な支援者がいない妊産婦が多いこと等から、今後は出産前後の不安の高い時期にも全数アクセスできる仕組みを作る必要がある。

産婦人科救急患者に対する当番医療機関の市民への周知方法が課題であったが、平成29年4月から市ホームページ等で公表できるよう調整した。

麻疹集団感染事例発生によりワクチン供給不足が懸念されたことを踏まえ、スムーズな供給に向け平成29年度より複数業者と契約を行った。また、定期予防接種機会を逃した市民の予防接種時における健康被害の救済制度の拡充を行った。

毎日朝食を食べる子どもを増やすため、食育ボランティアと連携した料理体験機会の拡充や「簡単！朝食レシピ」の情報を効果的に市民へ発信し、『食』を通じて地域全体で子どもの育ちを支える取組みを推進した。家族形態や生活スタイルが多様化する中、朝食を食べる子どもを増やすことは家庭の努力だけでは難しい面があり、地域・団体等との連携による支援が課題である。

H28年中のひったくり認知件数50件未満を目標として、42件を達成した。

可動式防犯カメラは、ひったくりが発生している地域を対象とし民間防犯カメラ設置の有無を考慮した上で戦略的かつ効率的な配置を行い、ひったくり認知件数の減少に効果を上げたと考える。また、これら防犯カメラの運用と自主防犯パトロール等を連携して実施することで、全市域を対象に防犯事業に取り組んだことにより街頭犯罪全体の減少にも効果があったと考える。

平成28年度の交通安全に関する実績は、小中高校自転車教室実施状況：73校（97%）、交通安全教室実施状況：232回 19,992人、交通事故による死者数：12人であった。平成28年度には自転車教室の開催はほぼ100%を達成しているため、交通安全知識の理解度を向上させるため、自転車教室を受講した小中学生を対象に理解度を把握する必要がある。

##### 施策(2) 家庭の子育て環境の充実に向けた支援

定員の増加数を上回る保育需要の伸びの影響等により4月1日時点の保育施設等未入所児童数は440人と前年度の295人から増加したため引き続き待機児童解消のための取組を進めていく必要がある。また待機児童解消のための方策の一つとして保育士を適切に確保することが必要であるとともに、更なる子どもの安心・安全の確保につながる経験を積んでいく必要がある。

老朽化した公立保育所のうち、建替用地の確保が見込まれる 3 保育所（武庫東・北難波・大西）について順次建替えの見通しをたてた。私立保育所においても、1 園の改築と 3 園の大規模改修に対して、その費用の一部を補助した。また、28 年度から実費徴収に係る補足給付事業を開始し、85 人に実費徴収額を補助した。

小規模保育事業等の公募や私立保育所等の定員増を図ることにより、合計 114 人の定員を拡大した。

待機児童の状況が厳しく、将来的に利用希望者が多いと推計される公設児童ホーム（武庫・潮）の定員を 80 人増加するとともに、民間児童ホームの定員を 154 人増加するなど定員の増加に取り組んだものの、それを上回る利用希望者数の増加により、待機児童数は増加した。今後も引き続き、定員数の確保に努める必要がある。

## < 今後の取組み（主なもの） >

### 施策(1) 安全に安心して産み育てるための支援

平成 30 年 1 月から南北保健福祉センターの開設により、より安心・安全な環境で健診が実施できるほか、保健・福祉総合相談支援体制が整うことに伴い、平成 30 年度の本格実施に向け子育て世代包括支援センター（母子保健型）機能の構築につき検討をすすめる。

麻疹風疹混合予防接種接種率について、1 期（ 1 ）99.7%に比べ 2 期（ 2 ）88.9%と低い状態にあることから、2 期の接種率を高めるため案内文見直しに加え、情報発信の回数を増やし接種勧奨に努める。

1：生後 1 2 月から生後 2 4 月に至るまでの間に 1 回

2：5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間に 1 回

朝食を食べる子どもを増やすため、引き続き効果的な情報発信や地域・団体と連携し、子どもの身近な場所で楽しく食を学び体験する機会の増加を図る。

青パト車による防犯パトロールを実施する団体等への支援や活動団体への表彰、また、コンビニなどの事業者が店舗等に設置した民間カメラの活用といった事業の実施により、隙間のない地域防犯力の向上を図る。

自転車の交通ルール・マナーの習熟度テストを実施し、その理解度に応じた効果的な交通安全教室などを実施する。

### 施策(2) 家庭の子育て環境の充実に向けた支援

保育所の待機児童対策については、子ども・子育て支援事業計画に基づいて、保育の量と質の確保に取り組むとともに、保育士の確保や定着化に向けた取組みを行う。また、私立保育所の老朽化対策については、本市の財政状況などを勘案する中で、各法人の意向を踏まえながら取り組む。

児童ホームの待機児童対策については、子ども・子育て支援事業計画に基づいて、これまで施設整備、校舎活用、民間児童ホーム設置といった手法により取り組んできたが、依然として待機児童が生じている状況にあることから、それぞれの手法の利点や課題を踏まえた待機児童対策に取り組む。

## 目標 2 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

### < 取組み内容と課題（主なもの） >

#### 施策(1) 社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援

平成 28 年度は子どもの育ち支援ワーカーに一時欠員が生じたことなどにより、相談対応件数自体は前年より若干減少したものの、事業開始からの 7 年間でほぼすべての学校に活用が広がった。

平成 28 年度活動校数：小学校 17、中学校 13（配置校 5、派遣校 25）

累計活動校数：小学校 37 / 41 校（90.2%）、中学校 17 / 17 校（100%）

平成 28 年度相談件数：小学校 119、中学校 129（内訳：不登校 64、養護相談 48、虐待相談 42、発達障害 35、その他 59）

また、チーフ制を導入したことにより、支援対応に、複数の子どもの育ち支援ワーカーが携わるなど、ワーカーのスキルアップとともに、きめ細かな支援体制の構築に繋がった。学校現場におけるワーカーの活動方法、制度理解の浸透については、校内支援システムとして継続した取り組みとすることが重要であり、教員の異動等もあることから、継続して教員を対象とした研修を実施していく必要がある。

要保護児童対策地域協議会の平成 28 年度開催状況は、「代表者会」1 回（32 機関が参加）、「地区別実務者会」24 回（うち全件見直し会議 6 回）、「個別ケース検討会」286 回であり、課題となっていた継続ケースの見直し会議を全地区で実施し、関係機関からの情報を集約・整理して虐待種別・程度の見直し等を行うことで、支援の再評価を行い、より適切な支援が行えた。しかしながら、相談件数の増加により、地区別実務者会での 1 件あたりの議論が深まりにくくなっている。また、個別ケース検討会の増加により、関係機関との日程調整及び情報の集約、事前打ち合わせ、資料の作成等、会議開催にあたる事前準備にかかる時間が増大している。

生活保護世帯や生活困窮世帯の小学 4 年生から中学 3 年生の児童に対する学習支援の実施により、生活保護世帯の子どもの進学率と市内の高等学校等の進学率の差を縮めた。（平成 25 年度 7.3 ポイント 平成 28 年度 1.4 ポイント）受け入れ児童に関してより適切な対応を進めるため教育分野との連携を進めるとともに、事業規模についても、対象児童のいる世帯に対し定員は 1 割にも満たないことから、進学を控えた中学 3 年生だけではなく、中学 3 年生以外も含めた需要の把握に努め、検証を進めていく必要がある。

平成 29 年度までにすべての障害児通所支援支給決定児童に対して「障害児支援利用計画」を作成するため、平成 27 年度から「障害福祉サービス等に係るガイドライン」を運用するとともに、利用計画を作成する指定特定・障害

児相談支援事業所に対する説明会や意見交換会等を定期的に開催し相談員のスキルアップやネットワークづくりを進めており、平成29年3月末時点での利用計画作成達成率は約50.6%となっている。引き続き指定障害児相談支援事業所の設置促進を図るとともに、相談支援専門員に対して指導・助言等を行える体制を整備していく必要がある。

## 施策(2) 地域で子育てを支えるための支援

子育てコミュニティワーカーによるワークショップでは、将来助産師や保育士など子どもに関わる職業を志望する学生に対してロールプレイを行うなど手法も工夫した。また、「食」「学習」などを通じた、大人も子どもも交流できる地域の居場所が、興味・関心のある者に対する側面支援を通じて市域全体に拡大したことに加え、居場所の開設者が他の市民と想いやノウハウを共有して居場所づくりの輪を拡げようと、「地域で考える子どもの居場所のフォーラム」を開催した。このように、子育てコミュニティワーカーの活動は地域において認知度も向上し側面支援による成果も上がっているが、更なる活動領域の拡充を目指し、今後は中・高生の居場所づくりを支える担い手となり得る新たな人材の発掘・育成や、更なる活動の質を高めるために庁内関係課との連携強化が必要である。

子どもの育ちに係る支援センター（育ち館）機能については、庁内会議体を設置し、こども青少年本部会議や子ども・子育て審議会等を経て、子どもの育ち支援施策の今後の方向性を取りまとめた。今後の検討課題として、育ち館の改修設計にあたり物理的な制約がある中での建物の効果的・効率的な利用方法や、支援事業の実施手法、組織運営体制の構築などがあり、また、電子システムの構築に当たっては、個人情報保護に係る規定の整備や万全を期したセキュリティ対策を講じる必要がある。

## < 今後の取組み（主なもの） >

### 施策(1) 社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援

子どもの育ち支援ワーカーについては、派遣校型と配置校型それぞれの特性、これまでの実績や課題を踏まえた効果検証を行う中で、限られた人員体制においても質の高い支援につながるよう取り組んでいく。

要保護児童等の対応については、南北保健福祉センターのほか、検討を進めている子どもの育ちに係る支援センターも含めて、効果的で効率的な機能の整理、人員配置をはじめとする体制の整備などについて検討していく。

生活保護世帯等への学習支援は、支援の対象や事業内容が類似のNPOなどの民間団体も活動していることから、これらとの連携のあり方を整理し、対象者や利用者のニーズ分析のうえ、より効果的な支援となるよう取り組む。

「障害児支援利用計画」の作成達成率については、50.6%と昨年度よりは上昇したものの、依然低い状況である。現在、「障害福祉サービス等に係るガイドライン」等の定着を図っているところであり、引き続き100%の達成に

向け、基幹相談支援センターが中心となって指定障害児相談支援事業所の人材育成や連携強化等に取り組み、計画の作成を着実に進めていく。

## **施策(2) 地域で子育てを支えるための支援**

子育てコミュニティワーカーの更なる活動領域の拡充を目指し、中・高生の居場所づくりを支える担い手となり得る新たな人材等の発掘・育成について関係課・関係機関と連携して働きかけを行う。

子どもの育ちに係る支援センター機能の構築にあたっては、支援が必要な子どもに、総合的かつ継続的な支援が行えるよう、南北保健福祉センターも含めた効果的で効率的な機能の整理、人員配置をはじめとする体制の整備などについて検討する。

## **目標3 豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり**

### **< 取組み内容と課題（主なもの） >**

#### **施策(1) 学校教育の充実に向けた取組み**

放課後学習や授業補助支援、家庭学習の手引き等を通して、学習習慣の定着が進んでおり、学力も向上している。また、各学校における公開授業や研修成果の発信等により、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善への取組が進んだ。

不登校の要因が多様化し、背景も複雑になっていることから、関係機関との緊密な連携が必要であるとともに、より柔軟に対応できるよう「子どもの自立支援室」の機能強化を検討する必要がある。

普通教室の空調機設置について、平成28年度は小学校6校、中学校7校を整備した結果、中学校は100%となった。平成29年度は小学校12校を整備する予定である。

社会力育成事業においては、スマホ憲法の作成や被災地への募金活動等、生徒の主体的な活動を通して地域社会に関心を持つ生徒が増加した学校があった一方、生徒会執行部だけの活動に終わった学校もあり、学校全体へ広げていく必要がある。

#### **施策(2) 青少年健全育成のための支援**

土曜日の活動を中心に、こどもクラブ事業と児童ホーム事業を連携して行う「一体型」の実施により、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童がこどもクラブのプログラムに参加ができるよう取り組むとともに、児童ホーム待機児童をこどもクラブが対応することにより、児童の放課後の安心安全な環境の確保を図った。また、活動内容をホームページで紹介するなど、積極的に情報を発信し、こどもクラブ登録率の増加に努めるとともに、NPO、ボランティア、子ども会等との共催事業をはじめ、多様な体験活動やプログラムの実施による事業の充実に努めた。

老朽化した青少年センターの機能移転については、あまがさき・ひと咲きプラザの学生会館等を今後の青少年施策の拠点と位置付け、平成 31 年度の機能移転を目指すこととした。また、施策の実施にあたっては、拠点施設のみならず全市展開を図っていくこと等を方向性に盛り込んだ。

## < 今後の取組み（主なもの） >

### 施策(1) 学校教育の充実に向けた取組み

学力向上の各事業を通して、自分で計画を立て主体的に学習する児童生徒を増加させる取組を推進するとともに、教員の研修において主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善に向けて研究し、その成果を全校に広めることで教員の指導力を高める。また、自主的・先進的研究を行っている自主研究グループを支援し、自律的に学ぶ姿勢を持つ教員を育てる。

地域の公共施設等も利用した学習支援により、不登校児童生徒の減少を目指す。また、不登校対策重点校を 4 校指定し学校全体で対応できる体制の構築や、きめ細やかな支援を推進し有効な手立てを市内全体に広げる。

社会力育成事業において、生徒会活動の活性化だけでなく、生徒自らがより良い集団づくりのための行動力を身につけるとともに、主体的に地域に関わる取組を推進する。

### 施策(2) 青少年健全育成のための支援

こどもクラブ事業参加への機会につなげるため、引き続き情報発信の手法等について検証や工夫が必要である。また、全ての児童が参加することも踏まえて、こどもクラブが安心・安全な居場所となり、より魅力のあるプログラムの提供が可能となるよう N P O や地域、学校等との連携を一層深めながら取り組む必要がある。

今日的な社会環境の変化などに伴い放課後児童対策の充実が求められている中、こどもクラブが児童ホームの待機児童の受け皿にもなっている現状も踏まえ、より利用者のニーズに即したこどもクラブと児童ホームの運営のあり方を検討する。

青少年施策全体については、平成 28 年度に示した「尼崎市における子どもの育ち支援・青少年施策の今後の方向性について」に基づき、平成 31 年度の青少年センターのあまがさき・ひと咲きプラザへの機能移転に合わせ、あり方や体制などを検討する。

# 尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の平成28年度実施状況

## 目標1 子育てを楽しむ家庭環境づくり

### 施策(1) 安全に安心して生み育てるための支援

| 方<br>施<br>向<br>策<br>性<br>の   | 指 標                         | 平成27年度の値 | 目指す<br>方向 | 平成28年度の値 | 進捗<br>状況  | 指標に関連する平成28年度の実施内容と課題  | 今後の取組   |   |
|--|-----------------------------|----------|-----------|----------|---|--|---|---|
| 妊<br>産<br>婦<br>・<br>子<br>ど<br>も<br>へ<br>の<br>健<br>康<br>づ<br>く<br>り<br>支<br>援 | 妊娠11週以内の届け出率                | 94.9%    |           | 95.5%    | ↑   | 【妊娠11週以内の届け出率】<br>妊婦健診費用助成事業の拡充等から妊娠11週以内の妊娠届出率は、年々上昇し妊娠早期からの定期受診に繋がっている。<br>妊娠届出時の全数面接によりハイリスク妊婦の支援に繋がっているが、10代の妊婦の割合が県下で高いことや、高齢初産の増加、また核家族で周囲に身近な支援者がいない妊産婦が多いことから、今後は出産前後の不安の高い時期にも全数アクセスできる仕組みを作る必要がある。   | 【妊娠11週以内の届け出率】<br>平成30年1月から南北保健福祉センターの開設により、より安心・安全な環境で健診が実施できるほか、保健・福祉総合相談支援体制が整うことに伴い、平成30年度の本格実施に向け子育て世代包括支援センター（母子保健型）機能の構築につき検討をすすめる。  |   |
|  | 乳幼児健康診査事業の受診率               | 3カ月児     | 97.2%     |          | 95.8%   |  | 【乳幼児健康診査事業の受診率】<br>乳幼児健康診査事業については、上昇傾向にあるが、一部の健診において県内平均を下回っていることから、受診環境を整える中で未受診者に対する受診勧奨を行うなど、引き続き受診率の向上に取り組む。  | 【乳幼児健康診査事業の受診率】<br>乳幼児健康診査率については、上昇傾向にあるが、一部の健診において県内平均を下回っていることから、受診環境を整える中で未受診者に対する受診勧奨を行うなど、引き続き受診率の向上に取り組む。 |
|  |                             | 9-10カ月児  | 93.6%     |          | 93.3%   |  |   |   |
|  |                             | 1歳6カ月児   | 93.8%     |          | 94.6%   |  |   |   |
|  |                             | 3歳児      | 92.6%     |          | 94.4%   |  |   |   |
|  | 休日・夜間の産婦人科救急患者に対する当番病院の応需体制 | 100%     |           | 100%     |   | 【休日・夜間の産婦人科救急患者に対する当番病院の応需体制】<br>当番医療機関の応需体制（在宅当番医制）を確保している。<br>当番医療機関の市民への周知が課題であったが、平成29年4月から市ホームページ等で公表できるよう調整した。   | 【休日・夜間における救急対応及び小児救急医療電話相談】<br>産婦人科救急患者に対する当番医療機関について、4月から市ホームページ等で公表している。<br>かかりつけ医への早めの受診や電話相談、救急医療の仕組み、適正な受診について、関係機関と連携を図りながら、啓発リーフレットの活用などにより、より多くの保護者への周知・啓発に努めている。   |   |
|  | 小児救急医療電話相談の認知度              | 74.3%    |           | 87.9%    | ↑   | 【小児救急医療電話相談の認知度】<br>夜間や休日の電話相談・医療機関の受診案内を記載した「小児救急に関する啓発リーフレット」を作成・配付するなどの周知・啓発により、小学生以下の子どものいる保護者の小児救急医療電話相談の認知度は上昇している。<br>今後更なる認知度向上のため、啓発リーフレットを活用し、より多くの保護者に周知・啓発に努める必要がある。   |   |   |
|  | 予防接種（法定）の接種率<br>（麻疹・風しん）    | 1期       | 94.3%     |          | 99.7%   |  | 【予防接種の接種率】<br>麻疹集団感染事例発生によりワクチン供給不足が懸念されたことを踏まえ、スムーズな供給に向け平成29年度より複数業者と契約を行った。また、定期予防接種機会を逃した市民の予防接種時における健康被害の救済制度の拡充を行った。<br>麻疹風しん混合予防接種接種率が、1期99.7%に比べ2期88.9%と低い。   | 【予防接種の接種率】<br>麻疹風しん混合予防接種2期接種率を高めるため、案内文見直しに加え、情報発信の回数を増やし、接種勧奨に努める。  |
|  |                             | 2期       | 89.3%     |          | 88.9%   |  |   |   |
|  | 毎日朝食を食べる人の割合                | 幼児       | 97%       |          | 96%   |  | 【毎日朝食を食べる人の割合】<br>食育ボランティアと連携した料理体験機会の拡充や「簡単！朝食レシピ」を市民に発信し、『食』を通じた地域全体で子どもの育ちを支える取組を推進した。<br>家族形態や生活スタイルが多様化する中、朝食を食べる子どもを増やすことは家庭の努力だけでは難しいので、地域・団体等との連携による支援が課題である。   | 【毎日朝食を食べる人の割合】<br>引き続き効果的な情報発信や、地域・団体と連携し、子どもの身近な場所で、楽しく食を学び体験する機会の増加を図る。                                       |
| 小学生  |                             | 94%      |           | 94%      |   |  |   |   |
| 中学生  |                             | 91%      |           | 90%      |   |  |   |   |
| 尼っこ健診における生活習慣病の<br>有所見率  | 53.5%                       |          | 63.0%     | ↓        | 【尼っこ健診における生活習慣病の有所見率】<br>「生活習慣病予防に関する授業」の実施率が3割にとどまっていた小学校で全学年での教育を推進するため、保健体育、家庭科、生活科、栄養、養護の各担当教諭による副教材の改定及び指導の手引きを作成した。 | 【尼っこ健診における生活習慣病の有所見率】<br>尼っこ健診における有所見率が上昇している点については、「尼崎市学びと育ち研究所」を活用するなど、要因分析を行い、効果的な対策について検討を進めていく必要がある。  |   |   |
| 子<br>育<br>て<br>し<br>や<br>す<br>い<br>ま<br>ち<br>に<br>向<br>け<br>た<br>取<br>組<br>み | 市内の犯罪認知件数                   | 7,917件   |           | 6,959件   | ↑   | 【市内の犯罪認知件数】<br>H28年中のひたたくり認知件数50件未満を目標として、42件を達成した。<br>可動式防犯カメラは、ひたたくりが発生している地域を対象とし、民間防犯カメラ設置の有無を考慮した上で、戦略的かつ効率的な配置を行い、ひたたくり認知件数の減少に効果を上げたと考える。また、これら防犯カメラの運用と、自主防犯パトロール等を連携して実施することで、全地域を対象に防犯事業に取組んだことにより、街頭犯罪全体の減少にも効果があつたと考える。<br>H28年度の尼崎市防犯カメラ設置補助は、29団体であった。<br>地域防犯活動であるウォーキングパトロール隊の運用後、隊員数は251人（29年3月末現在）となっている。<br>自転車盗難防止対策で、犯人向け・被害者向けポスターを作成し尼崎商工会議所等の協力を得て市内商業施設などで掲示し啓発を進めた。<br>職員による公用自転車を活用したパトロール「チャリパト隊」を結成し、主にひたたくりに対応した防犯啓発事業を適宜実施した。<br>引き続き、本市によるひたたくり・自転車盗難対策に加え地域の防犯力向上の取組が必要である。 | 【市内の犯罪認知件数】<br>青パト車による防犯パトロールを実施する団体等への支援や活動団体への表彰、また、コンビニなどの事業者が店舗等に設置した民間カメラの活用といった事業の実施により、隙間のない地域防犯力の向上を図る。<br>自転車盗難の防止については、目標値を達成しているが、多発場所における重点的な施策展開等により、2,000件未満を目標に取り組んでいくことに加え、より効果的な盗難対策を推進していく。また、地域防犯力の向上をめざすため、街頭犯罪防止を含めて事業を推進していく。 |   |
|  | 市内の自転車関連事故件数                | 896件     |           | 825件     | ↑   | 【市内の自転車関連事故件数】<br>小中高校自転車教室実施状況：H27年度66校（83.5%）、H28年度73校（97%）<br>交通安全教室実施状況：H27年度241回22,779人、H28年度232回19,992人<br>交通事故による死者数：H27年16人、H28年12人<br>交通事故のない尼崎を目指して第10次交通安全計画を策定し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を各関係部署や警察と連携して実施した。<br>28年度に自転車教室の開催をほぼ100%達成しており、交通安全知識の理解度向上のため、自転車教室受講小中学生を対象に理解度を把握する必要がある。<br>自転車課題の解決（放置：H25年度3,086台 H28年度570台（81.5%）、盗難：H25年中2,993台 H28年中2,256台（24.6%）、事故：H25年1,043件 H28年825件（20.9%））  | 【市内の自転車関連事故件数】<br>H24年からH26年までのデータを基にH27年度に作成・公表した、自転車事故マップについて、これまで以上に有効活用を図るため、H27年からH29年までのデータを更新するとともに、継続して更新する仕組みを検討する。<br>自転車の交通ルール・マナーの習熟度テストを実施し、その理解度に応じた効果的な交通安全教室などを実施する。<br>尼崎市自転車のまちづくり推進条例に基づく自転車利用者に対する防犯指導を行う。                      |   |

# 尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の平成28年度実施状況

## 目標1 子育てを楽しむ家庭環境づくり

### 施策(2) 家庭の子育て環境の充実に向けた支援

| 方<br>向<br>策<br>性<br>の   | 指 標                               | 平成27年度の値 | 目指す<br>方向 | 平成28年度の値 | 進捗<br>状況 | 指標に関連する平成28年度の実施内容と課題  | 今後の取組  |
|---|-----------------------------------|----------|-----------|----------|----------|--|--|
| 家<br>庭<br>の<br>子<br>育<br>て<br>を<br>支<br>え<br>る<br>取<br>組<br>み                               | 身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合  | 48.9%    |           | 48.4%    | ↓        | 【身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合・つどいの広場利用者数】<br>すこやかプラザ子育て支援ゾーンPALのほか10か所のつどいの広場を設置し、子育て中の親子が気軽に情報交換や交流を行うことができる場を提供した。また、利用者支援事業（基本型）の設置を見据え、県主催の子育て支援員研修に参加した。なお、利用者数は目標値を概ね達成しており継続的な利用が図られている。ファミリーサポート運営事業において、アドバイザーの体制強化により会員数が平成27年度の1,830人から平成28年度は1,865人に増加した。<br>子育て家庭の困り事や悩みなどを気軽に相談でき、ニーズに沿った適切なアドバイスや支援ができる子育て相談機能の更なる充実を図るため、スタッフのスキルアップ等が必要である。<br>病児病後児保育の4か所目の実施場所として、兵庫県立尼崎総合医療センターと協議・調整した。   | 【身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合】<br>子育てに係る各種窓口等が分かれてしまっていることから、耐震化工事の状況を踏まえ、本庁舎内の各種窓口等の集約化を図り、ハード面とソフト面の両面において、総合的な利用者支援の充実に向けた取組を進めていく。<br>保育に係る利用者支援については、多様な支援メニューを活用することで、より支援が行き届くよう取り組むとともに、待機児童の状況など、その成果を注視していく。   |
|   | こんにちは赤ちゃん事業の訪問実施率                 | 89.7%    |           | 90.8%    | ↑        | 【保育施設等入所待機児童数】<br>定員の増や施設の建替えなど老朽化対策を盛り込んだ第4次 保育環境改善及び民間移管計画を策定し、今後6か所の民間移管の方向性を定めた。<br>老朽化した公立保育所のうち、建替用地の確保が見込まれる3保育所（武庫東・北灘波・大西）について順次建替えの見通しをたてた。私立保育所においても、1園の改築と3園の大規模改修に対して、その費用の一部を補助した。また、28年度から実費徴収に係る補給給付事業を開始し、85人に実費徴収額を補助した。<br>小規模保育事業等の公募や私立保育所等の定員増を図ることにより、合計114人の定員を拡大した。<br>公立保育所職員研修体系を作成するとともに、私立保育施設等にも研修参加を働きかけ市全体の保育の質の向上を図った。また、在宅で子育てしている保護者への悩み相談や保育体験学習など地域の子育て支援に努めた。<br>保育施設等の利用に至っていない世帯に対しアフターフォローコールを実施し、保育施設等の利用につなげた。（平成28年4～6月コール実施のうち26件利用へ。）<br>公立保育所民間移管の推進については引き続き保護者等にも丁寧な説明を行うとともに整備用地の確定の為、関係部局と調整する必要がある。<br>現在建替用地が周辺にない老朽化した公立3保育所（杭瀬・次屋・武庫南）について、建替えに向けた調整を進める。私立保育所についても法人の要望に応え改築など保育環境改善を加速させていく必要がある。<br>定員の増加数を上回る保育需要の伸びの影響等により4月1日時点の保育施設等未入所児童数は440人と前年度の295人から増加したため引き続き待機児童解消のための取組を進めていく必要がある。また待機児童解消のための方策の一つとして保育士を適切に確保することが必要であるとともに、更なる子どもの安心・安全の確保につながる経験を積んでいく必要がある。<br>保育施設等が就学前教育の担い手として、市民の期待に応えることができるよう保育の環境や内容、保育人材の質の向上に努めそれらをPRしていく。 | 【保育施設等入所待機児童数】<br>保育所の待機児童対策については、子ども・子育て支援事業計画に基づいて、保育の量と質の確保に取り組みしていく。<br>保育士を適切に確保するための取組を進めていく。<br>私立保育所の老朽化対策については、本市の財政状況などを勘案する中で、各法人の意向を踏まえながら取り組む。  |
|   | つどいの広場利用者数                        | 69,019人  |           | 63,311人  | ↓        | 【児童ホーム入所待機児童数】<br>待機児童の状況が厳しく、将来的に利用希望者が多いと推計される公設児童ホーム（武庫・潮）の定員を80人増加するとともに、民間児童ホームの定員を154人増加するなど定員の増加に取組んだものの、それを上回る利用希望者数の増加により、待機児童数は増加した。今後も引き続き、定員数の確保に努める必要がある。   | 【児童ホーム入所待機児童数】<br>児童ホームの待機児童対策については、子ども・子育て支援事業計画に基づいて、これまで施設整備、校舎活用、民間児童ホーム設置といった手法により取り組んできたが、依然として待機児童が生じている状況にある。それぞれの手法の利点や課題を踏まえた待機児童対策に取り組む。  |
|   | 保育所入所待機児童数<br>(翌年4月1日時点)          | 47人      |           | 87人      | ↓        | 【「男は仕事、女は家事、育児」という考え方に対する不同意の割合の増加】<br>男女共同参画推進事業者認定制度において、認定事業者に入札参加資格加点をインセンティブとして付与するなど、事業者による取組の促進と他事業者への波及効果を狙っている。この認定制度は2年ごとに募集を行っており、県の男女共同参画社会づくり協定事業者等への働きかけを行ったこともあり、平成29年度は25社から44社へと増加した。<br>男女共同参画推進員（市民委員）については、明確な活動内容がわかりにくい部分もあったことから、主体的な活動に繋がりにくいという課題があり、活動しやすい仕組みづくりが必要である。<br>「ひょうご仕事と生活センター」を中心に県、尼崎市経営者協会等との協働の取組として、女性活躍とワーク・ライフ・バランスをテーマとした「尼崎地域セミナー」を実施した。また、平成29年1月に女性の活躍推進を目指し、兵庫労働局と雇用対策協定を締結した。<br>企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組推進については、県や市内経済団体等関係団体の意見を聞きながら検討してきたが、引き続き同団体等と連携を図りながら具体的な事業構築に取り組む必要がある。   | 【「男は仕事、女は家事、育児」という考え方に対する不同意の割合の増加】<br>雇用対策協定に基づき、兵庫労働局（ハローワーク尼崎）との共同事業として、事業者向け「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を開催する。また、市内経済団体等関係機関と連携しセミナーの周知に努めるとともに、継続した取組となるよう引き続き連携強化に努めていく。<br>「第3次男女共同参画基本計画」に基づく女性活躍の推進のための取組については、関係各所と連携の下、市内事業所における女性の就業状況に関する情報の把握に努め、その推移を注視しながら施策を推進していく。 |
|   | 児童ホーム入所待機児童数<br>(翌年5月1日時点)        | 344人     |           | 355人     | ↓        |  |  |
| 子<br>育<br>て<br>と<br>仕<br>事<br>の<br>調<br>和<br>の<br>実<br>現<br>に<br>向<br>け<br>た<br>取<br>組<br>み | 「男は仕事、女は家事、育児」という考え方に対する不同意の割合の増加 | 69.0%    |           | 69.3%    | ↑        |  |  |
|   | 無料職業紹介窓口求職登録者の就職件数のうち女性の就職件数の割合   | 32.9%    |           | 42.6%    | ↑        |  |  |

# 尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の平成28年度実施状況

## 目標2 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

### 施策(1) 社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援

| 方<br>施<br>向<br>策<br>性<br>の   | 指 標                   | 平成27年度の値 | 目指す<br>方向 | 平成28年度の値 | 進捗<br>状況 | 指標に関連する平成28年度の取組内容と課題  | 今後の取組  |
|--|-----------------------|----------|-----------|----------|----------|--|--|
| 要<br>保<br>護<br>・<br>要<br>支<br>援<br>の<br>子<br>ど<br>も<br>と<br>そ<br>の<br>家<br>庭<br>へ<br>の<br>支<br>援 | 子どもの育ち支援ワーカーが活動した学校数  | 36校      |           | 30校      | ↓        | 【子どもの育ち支援ワーカーが活動した学校数・子どもの育ち支援ワーカーが対応した相談件数】<br>28年度はワーカーに一時欠員が生じたことなどにより、相談対応件数自体は前年より若干減少した。中学校は全校に達するなど、事業開始からの7年間でほぼすべての学校に活用が広がった<br>H28活動実績：小学校17校、中学校13校（配置校5校、派遣校25校）。<br>累計活動実績：小学校37校（41校中・90.2%）、中学校17校（17校中・100%）<br>相談件数：小学校119件、中学校129件<br>相談種別：不登校64件、養護相談48件、虐待相談42件、発達障害35件、その他59件<br>チーフ制を導入したことにより、支援対応に複数のワーカーが携わるなど、ワーカーのスキルアップとともに、きめ細かな支援体制の構築に繋がった。<br>困難な事例に対しても、福祉的な視点や手法を取り入れて教員とともに取り組み、改善が見られたケースもある。<br>学校の管理職向け研修を実施するとともに、教育委員会と協働し長期欠席・不登校調査の学校訪問にワーカーも同行し制度理解を深めた。<br>マネジメントする側の健康福祉局・教育委員会やスーパーバイザー4人とワーカーが、毎月の連絡会議や随時の個別スーパーバイズにおいて活動状況に対する意見交換や指導助言、振り返りをする場を設ける等、ワーカーが活動しやすい環境づくりに努めた。 | 【子どもの育ち支援ワーカーが活動した学校数・子どもの育ち支援ワーカーが対応した相談件数】<br>引き続き、教育委員会の協働のもと、ワーカーが活動しやすい環境づくりに努める。またワーカーとチーフとの連携により多くの成功事例を見いだすことで、事例をより広く共有し、ワーカー自身のスキルアップにも繋げていく。<br>引き続き、学校現場におけるワーカーの活動方法、制度理解の浸透については、学校の教員を対象とした研修を実施していく。<br>スクールソーシャルワーカーについては、派遣校型と配置校型それぞれの特性、これまでの実績や課題を踏まえた効果検証を行う中で、限られた人員体制においても、質の高い支援につながるよう取り組んでいく。 |
|  | 子どもの育ち支援ワーカーが対応した相談件数 | 258件     |           | 248件     | ↓        | 家庭環境等様々な要因が複雑に絡んでいる事例が多く、ワーカーには高いスキルが常に求められる。一方、国の配置拡充政策によりワーカーの雇用先が増加しており、即戦力となる人材の雇用は困難になってきている。<br>学校現場におけるワーカーの活動方法、制度理解の浸透については、校内支援システムとして継続した取り組みとすることが重要であり、教員の異動等もあることから、継続して教員を対象とした研修を実施していく必要がある。  |  |
|  | 要保護児童対策地域協議会の相談件数     | 2,397件   |           | 2,506件   | ↑        | 【要保護児童対策地域協議会の相談件数・要保護児童に関する個別ケース検討件数】<br>要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関の緊密な連携・協力をし、適切な支援に努めた。（代表者会1回（32機関が参加）、地区別実務者会24回（うち全件見直し会議6回）、個別ケース検討会286回）<br>課題となっていた継続ケースの見直し会議を全地区で実施し、関係機関からの情報を集約・整理して虐待種別・程度の見直し等を行うことで、支援の再評価を行い、より適切な支援を行うことができた。<br>改正児童福祉法により、要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門職の配置が義務づけられたため、福祉職の配置が必要である。<br>相談件数の増加、居所不明児童の全国調査など、現実活動が増加している。嘱託員・正規のバランスのとれた人員・業務体制に見直し、適切な査察指導体制の構築が課題となっている。<br>相談件数の増加により、地区別実務者会での1件あたりの議論が深まりにくくなっている。また、個別ケース検討会の増加により、関係機関との日程調整及び情報の集約、事前打ち合わせ、資料の作成等、会議開催にあたる事前準備にかかる時間が増大している。   | 【要保護児童対策地域協議会の相談件数・要保護児童に関する個別ケース検討件数】<br>会議開催方法を工夫しながら、引き続き要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関との緊密な連携・協力のもと適切な支援に努める。<br>要保護児童等の対応については、南北保健福祉センターのほか、検討を進めている子どもに係る支援センターも含めて、効果的で効率的な機能の整理、人員配置をはじめとする体制の整備などについて検討していく。  |
|  | 要保護児童に関する個別ケース検討件数    | 264件     |           | 286件     | ↑        | 【生活保護受給世帯の子どもの高校進学率】<br>生活保護世帯や生活困窮世帯の小学4年生から中学3年生の児童に対する学習支援の実施により、生活保護世帯の子どもの進学率と市内の高等学校等の進学率の差を縮めた。（平成25年度 7.3ポイント、平成28年度 1.4ポイント）<br>受け入れ児童に関して、より適切な対応を進めるため教育との連携を進める。また、事業規模についても、対象児童のいる世帯に対し定員は1割にも満たないことから、進学を控えた中学3年生だけではなく、中学3年生以外も含めた需要の把握に努め、検証を進めていく必要がある。  | 【生活保護受給世帯の子どもの高校進学率】<br>生活保護世帯等の自立支援や学習支援については、支援の対象や事業内容が類似のNPOをはじめとする民間団体も活動していることから、これらとの連携のあり方を整理するとともに、対象者や利用者のニーズ分析を踏まえ、より効果的な支援となるよう取り組む。<br>引き続き参加が必要と考えられる世帯への働きかけを行うとともに、適切な対応を進めるため教育委員会との意見交換等による連携を行っていく。また、高等学校進学後の中退防止についても効果的な取り組みについて検証し取り組んでいく。  |
|  | 生活保護受給世帯の子どもの高校進学率    | 93.8%    |           | 96.9%    | ↑        |  |  |
| 障<br>害<br>の<br>家<br>庭<br>へ<br>の<br>子<br>ど<br>も<br>と<br>そ   | 障害児支援利用計画の作成達成率       | 45.9%    |           | 50.6%    | ↑        | 【障害児支援利用計画の作成達成率】<br>平成29年度までにすべての障害児通所支援支給決定児童に対して、「障害児支援利用計画」を作成するため、平成27年度から「障害福祉サービス等に係るガイドライン」を運用するとともに、利用計画を作成する指定特定・障害児相談支援事業所に対する説明会や意見交換会等を定期的に開催して、相談員のスキルアップやネットワークづくりを進めている。<br>利用計画については、全支給決定児童1,106人に対して560人の作成にとどまっておらず、作成達成率は約50.6%（平成29年3月末時点）となっている。<br>利用計画の作成を進めていくため、引き続き、指定障害児相談支援事業所の設置促進を図るとともに、相談支援専門員に対して指導・助言等を行える体制を整備していく必要がある。  | 【障害児支援利用計画の作成達成率】<br>「障害児支援利用計画」の作成達成率については、50.6%と昨年度よりは上昇したものの、依然低い状況である。現在、「障害福祉サービス等に係るガイドライン」等の定着を図っているところであり、引き続き100%の達成に向け、基幹相談支援センターが中心となって指定障害児相談支援事業所の人材育成や連携強化等に取り組み、計画の作成を着実に進めていく。   |

# 尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の平成28年度実施状況

## 目標2 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

### 施策(2) 地域で子育てを支えるための支援

| 方<br>施<br>向<br>策<br>性<br>の   | 指 標  | 平成27年度の値 | 目指す<br>方向 | 平成28年度の値 | 進捗<br>状況 | 指標に関連する平成28年度の取組内容と課題   | 今後の取組   |
|--|--|----------|-----------|----------|----------|---|---|
| 地<br>域<br>の<br>子<br>育<br>て<br>力<br>を<br>高<br>め<br>る<br>取<br>組<br>み | 身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合             | 48.9%    |           | 48.4%    | ↓        | 子どもの育ちに係る支援センター（育ち館）機能の検討については、庁内会議体を設置し、こども青少年本部会議や子ども・子育て審議会等を経て、子どもの育ち支援施策の今後の方向性を取りまとめた。今後の検討課題として、育ち館の改修設計にあたり物理的な制約がある中で建物の効果的・効率的な利用方法や、支援事業の実施手法、組織運営体制の構築などがあり、また、電子システムの構築に当たっては、個人情報保護に係る規定の整備や万全を期したセキュリティ対策を講じる必要がある。  | 子どもの育ちに係る支援センター機能の構築にあたっては、支援が必要な子どもに、総合かつ継続的な支援が行えるよう、南北保健福祉センターも含めた効果的で効率的な機能の整理、人員配置をはじめとする体制の整備などについて検討する。  |
|  | 子育てに関するワークショップや交流会に参加した人の満足度                 | 100%     |           | 93.5%    | ↓        | ひきこもり青少年等への支援として「尼崎市における子どもの育ち支援及び青少年施策の今後の方向性について」を策定し、その中で、ひきこもり等の課題を抱えた青少年への自宅訪問、学習支援、就労支援などの実施の方向性を明らかにした。この「方向性について」に基づき、具体的な事業の構築をいかにして行うか、また、事業実施団体の役割の重要性を考慮し、その担い手をどう確保するかが課題である。  | ひきこもり青少年等への支援については、「尼崎市における子どもの育ち支援及び青少年施策の今後の方向性について」に基づき、具体的な事業の構築に向けて検討を進める。   |
|  | 子育てに関する活動グループ（子育てサークル）数                      | 30団体     |           | 26団体     | ↓        | 「食」「学習」などを通じた、大人も子どもも交流できる地域の居場所が、興味・関心のある者に対する側面支援を通じて地域全体に拡大（平成27年度末5カ所から平成28年度末14カ所）した。また、居場所の開設者が他の市民と想いやノウハウを共有して居場所づくりの輪を拡げようと、「地域で考える子どもの居場所のフォーラム」（平成29年1月26日）を開催した。  | 【子育てに関するワークショップや交流会に参加した人の満足度】<br>中・高生の居場所づくりを支える担い手となり得る新たな人材等の発掘・育成について関係課・関係機関と連携して働きかけを行う。  |
|  | 少年補導委員による補導活動の延べ人数                           | 16,679人  |           | 16,690人  | ↑        | 子育てコミュニティワーカーの活動は地域において認知度も向上し側面支援による成果も上がっているが、中・高生の居場所づくりを支える担い手となり得る新たな人材の発掘・育成や、更なる活動の質を高めるために庁内関係課との連携強化が必要である。  | 【少年補導委員による補導活動の延べ人数】<br>関係機関・団体との情報交換を密にし、地域、学校、警察などと連携し、地域の実情に即した補導活動を計画的かつ継続的に実施する。また、兵庫県青少年愛護条例の改正内容である「青少年のネット利用のルールづくり支援」について、広く市民に周知拡大するなど啓発の強化に努める。さらには補導体制の強化のため少年補導員の次期委嘱（平成30年4月）に向け、男性も推薦対象として募集を行う。 |
|  | 就学前児童がいる世帯で、身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合 | 72.4%    |           | 70.8%    | ↓        | 【少年補導委員による補導活動の延べ人数】<br>日常的な街頭補導の他、毎月10日を「少年を守る日」と設定し、全市一斉補導を実施した。また、地域や学校・警察等の関係機関と連携し、祭礼や盆踊り、卒業式など地元行事や学校行事に合わせて特別補導を実施した。<br>コンビニや飲食店、ゲームセンター、カラオケ店などで非行化防止の協力依頼やJR尼崎駅周辺での非行化防止キャンペーンなど啓発活動を実施した。<br>昨年、改正された兵庫県愛護条例の理解を深めるため、補導委員を対象に「インターネットの危険性から子どもたちを守る」と題した研修会を実施した。<br>近年、スマホなどインターネット利用端末の急速な普及により、交友関係が複雑・広範囲になり、いじめや犯罪などの問題行動が表面化しにくくなっている。また、現行の（女性）少年補導委員の補導体制の強化を図る必要がある。 |   |

# 尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の平成28年度実施状況

## 目標3 豊かな心と生きる力をはぐむ環境づくり

### 施策(1) 学校教育の充実に向けた取組み

| 方<br>施<br>向<br>策<br>性<br>の   | 指 標   | 平成27年度の値   | 目指す<br>方向          | 平成28年度の値   | 進捗<br>状況          | 指標に関連する平成28年度の取組内容と課題  | 今後の取組  |
|--|---|--|--------------------|--|-------------------|--|--|
| 学<br>力<br>向<br>上<br>及<br>び<br>健<br>全<br>な<br>心<br>身<br>の<br>育<br>成 | 学力調査における平均正答率の<br>全国との比較  | 小6 1.6～3.1<br>中3 1.2～2.4                             |                    | 小6 1.0～3.0<br>中3 0～4.0                               | ↑                 | 【授業の内容はよくわかると答えた児童生徒の割合】<br>各学校における公開授業や研修成果の発信等により、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善への取組が進んだ。<br>各校の学力向上担当者が集まり、他市や他校の先進的な取組を学び、各校の取組に生かしている。  | 【授業の内容はよくわかると答えた児童生徒の割合】<br>教員の研修において、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善に向けての研究を行い、その成果を全校に広めることで、教員の指導力を高める。また、自主的・先進的研究を行っている自主研究グループを支援することで、自律的に学ぶ姿勢を持つ教員を育てる。                                      |
|  | 授業の内容はよくわかると答えた<br>児童生徒の割合  | 小6 国語74.2%<br>小6 算数77.5%<br>中3 国語73.4%<br>中3 算数66.5% |                    | 小6 国語72.9%<br>小6 算数75.7%<br>中3 国語70.0%<br>中3 算数65.7% | ↓                 | 【家で、自分で計画を立てて勉強をしていると答えた児童生徒の割合】<br>放課後学習や授業補助支援、家庭学習の手引き等を通して、学習習慣の定着が進んでおり、学力も向上してきている。  | 【家で、自分で計画を立てて勉強をしていると答えた児童生徒の割合】<br>学力向上の各事業を通して、自分で計画を立て主体的に学習する児童生徒を増加させる取組を推進する。  |
|  | 家で、自分で計画を立てて勉強を<br>していると答えた児童生徒の割合  | 小6 47.3%<br>中3 42.7%                                 |                    | 小6 49.9%<br>中3 41.0%                                 |                   | 【不登校児童生徒の割合】<br>教育支援員を増員し、全小学校に配置できたことや、特別支援ボランティアの増員が図れたことで、特別な教育的支援の必要な子どもへのサポートがより幅広く行うことができ、「落ち着いて学習できた」「学習意欲が向上した」など、成果があったと回答した学校園の割合が約95%であった。<br>不登校の要因が多様化し、背景も複雑になっていることから、関係機関との緊密な連携が必要であるとともに、より柔軟に対応できるよう「子どもの自立支援室」の機能強化を検討する必要がある。 | 【不登校児童生徒の割合】<br>地域の公共施設等も利用し、学習支援をすることで、不登校児童生徒の減少を目指す。また、不登校対策重点校を4校指定し、学校全体で対応できる体制の構築や、きめ細やかな支援を推進し、有効な手立てを市内全体に広げる。  |
|  | 不登校児童生徒の割合  | 小 0.55%<br>中 4.03%                                   |                    | 小 0.66%<br>中 4.46%                                   | ↓                 | 特別な教育的支援の必要な児童生徒は、平成19年度と平成28年度を比較すると約2倍増加しており、今後も一人ひとりの自立に向けた支援の充実を図っていく必要がある。  | 子どもの育ちに係る支援センター機能の構築に向けた準備を、関係課と連携しながら進めていく。   |
|  | 小・中学生が受ける新体力テストに<br>おける平均得点   | 44.8   |                    | 45.8   | ↑                 |  |  |
|  | 教<br>育<br>環<br>境<br>の<br>整<br>備   | 普通教室空調機設置率   | 小 56.1%<br>中 52.9% |  | 小 70.7%<br>中 100% | ↑  | 【普通教室空調機設置率】<br>平成28年度は小学校6校、中学校7校の整備を実施し、中学校は100%となった。  |
| 学<br>校<br>・<br>家<br>庭<br>・<br>地<br>域<br>社<br>会<br>の<br>連<br>携      |   | 学校の教育活動にかかわりを<br>持っている市民の割合                          | 33.1%              |  | 27.4%             | ↓  | 【学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合】<br>フェイスブックの広報等により、スクールサポーターについての問合せが多数あり、地域の人材確保をする上で有効な手段であったが、学校によっては、学校支援ボランティアの人材確保が難しいところがある。<br>地域が学校に協力するだけでなく、学校からも積極的に地域の様々なことに参画するため、仕組みについて検討する必要がある。 |
|  | 今住んでいる地域の行事に参加し<br>ていると回答する児童生徒の割合  | 小6 42.3%<br>中3 22.3%                                 |                    | 小6 42.2%<br>中3 20.9%                                 | ↓                 | 【今住んでいる地域の行事に参加していると回答する児童生徒の割合】及び<br>【地域や社会で起こっている問題や出来事に関心があると回答する児童生徒の割合】<br>中学校区健全育成事業を通して、おいさつ運動や地域の美化活動、コンサート活動など、児童生徒が地域の人々とふれ合う機会を持つことで地域に関心を持つ児童生徒が増加している。  | 【今住んでいる地域の行事に参加していると回答する児童生徒の割合】及び<br>【地域や社会で起こっている問題や出来事に関心があると回答する児童生徒の割合】<br>「中学校区健全育成事業」において、新たに「チームPTCA活動」を6中学校区で実施することにより、地域とのつながりを強化する。   |
|  | 地域や社会で起こっている問題や<br>出来事に関心があると回答する児童<br>生徒の割合                                  | 小6 53.3%<br>中3 45.2%                                 |                    | 小6 60.3%<br>中3 56.9%                                 | ↑                 | 社会力育成事業においては、スマホ憲法の作成や被災地への募金活動等、生徒の主体的な活動を通して地域社会に関心を持つ生徒が増加した学校があった一方、生徒会執行部だけの活動に終わった学校もあり、学校全体へ広げていく必要がある。   | 社会力育成事業において、生徒会活動の活性化だけでなく、生徒自らがより良い集団づくりのための行動力を身につけるとともに、主体的に地域に関わる取組を推進する。  |
|  | のびよっこ健全育成事業への<br>参加者数   | 81,026人  |                    | 80,008人  | ↓                 | 【のびよっこ健全育成事業への参加者数】<br>「のびよっこ健全育成事業」の中の「中学校区健全育成事業」では、より地域とのつながりを強化した取組を推進する必要がある。   | 【学校評価項目のうち、「家庭・地域・学校の連携を深め、信頼され、活気に満ちた学校園づくりに取り組む」に係る学校関係者評価の平均評価値】<br>学校評価委員会で意見を求め、保護者や地域の意見を学校運営に反映させる取組を推進する。  |
|  | 学校評価項目のうち、「家庭・地域・学校<br>の連携を深め、信頼され、活気に満ちた<br>学校園づくりに取り組む」に係る学校関係<br>者評価の平均評価値 | 3.4点   |                    | 3.4点   |                   | 【学校評価項目のうち、「家庭・地域・学校の連携を深め、信頼され、活気に満ちた学校園づくりに取り組む」に係る学校関係者評価の平均評価値】<br>各学校園は、学校評議員制度や学校評価を活用して、教育目標や教育計画、教育方法等について、保護者や地域住民から広く意見を求め、学校運営に反映させている。<br>地域とともにある学校づくりを推進するためには、学校が目指す姿や学校評価等を地域に発信し、今まで以上に家庭・地域・学校の連携を深め、学校の教育活動の充実を図る必要がある。         |  |

# 尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の平成28年度実施状況

## 目標3 豊かな心と生きる力をはぐむ環境づくり

### 施策(2) 青少年の健全育成のための支援

| 方<br>施<br>向<br>策<br>性<br>の | 指 標                            | 平成27年度の値 | 目指す<br>方向 | 平成28年度の値 | 進捗<br>状況 | 指標に関連する平成28年度の取組内容と課題   | 今後の取組   |
|----------------------------|--------------------------------|----------|-----------|----------|----------|---|---|
| 多様な学習機会の提供                 | 生涯学習推進事業等講座受講者数(公民館利用者数の内数)    | 18,273人  |           | 19,028人  | ↑        | 【生涯学習推進事業等講座受講者数(公民館利用者数の内数)】<br>「学校支援活動コーディネートモデル事業」として7小学校にコーディネーターを配置し、学校支援活動につながる仕組みづくりに取り組んだ結果、次年度へ向けて4校の追加実施につながった。各校の活動は多岐にわたり、学習支援活動や漢字検定の実施、地域イベントの開催など、支援の手段も広がっている。<br>昨年度から試行実施した「生き方探究キャリア教育支援事業」は、実施校を増やし(10校 20校)、児童生徒が将来の生き方や職業観を考えるとする本来の趣旨に加え、講師となった地域の職業人にとっても学びの機会となっており、実施した学校からも、有効な取組であるとの評価を得ている。ただし、事業の実施においては、公民館と学校との役割分担の明確化が必要であるほか、更に拡大するには運営面等での負担もあり、改善が必要である。                                  | 【生涯学習推進事業等講座受講者数(公民館利用者数の内数)】<br>「学校と地域の連携・協働活動事業(地域学校協働本部)」の実施校の拡大と充実に向けて更に学校教育と社会教育が連携し取組む。<br>「生き方探究キャリア教育支援事業」を学校連携の事業として持続し、実施校の拡大と充実に努める。   |
|                            | 図書館行事への参加人数                    | 9,594人   |           | 9,385人   | ↓        | 【図書館行事への参加人数】<br>図書館においてボランティアグループとの協働の取組として、乳幼児・児童を対象とした読み聞かせを105回実施したほか、公民館図書室の書架整理を行い読書環境の整備に寄与した。ボランティアの活動内容が多岐に渡る中、新たな担い手の養成が課題となっている。   |   |
| 多世代・異年齢との交流                | 家庭・地域教育推進事業等講座受講者数(公民館利用者数の内数) | 19,224人  |           | 19,979人  | ↑        | 【家庭・地域教育推進事業等講座受講者数(公民館利用者数の内数)】<br>公民館まつりや公民館夏休みオープンスクールの参加者の増により、昨年度より755人増加している。<br>立花地域振興センター、社会福祉協議会立花支部等と連携して、「立花(りっぱな)子育てひろげようサミット」(16団体参加)を3回開催し、グループワークを基本として、活動の現状・課題の共有、解決のために連携して実践できることなどについて意見交換を行ったことにより、参加者同士で「顔が見える関係」が築かれ、緩やかにつながるネットワーク団体が生まれた。  | 【家庭・地域教育推進事業等講座受講者数(公民館利用者数の内数)】<br>公民館夏休みオープンスクールにおいては、子どもが興味をもつ活動を行っているグループに対して参加を促し、親子の受講機会の増に取り組む。<br>立花(りっぱな)子育てひろげようサミットにおいては、参加団体による主体的な学習や取組の企画、実践等の側面支援を引き続き行う。  |
| 青少年の主体的な活動支援               | 青少年活動の団体数                      | 28団体     |           | 35団体     | ↑        | 老朽化した青少年センターの機能移転については、あまがさき・ひと咲きプラザの学生会館等を今後の青少年施策の拠点と位置付け、平成31年度の機能移転を目指すこととした。また、施策の実施にあたっては、拠点施設のみならず全市展開を図っていくこと等を方向性に盛り込んだ。<br>「尼崎市における子どもの育ち支援・青少年施策の今後の方向性について」で示した内容を具体化していくことが課題であり、新たな拠点施設の運営手法も併せて検討する必要がある。  | あまがさき・ひと咲きプラザへの機能移転に向け、指定管理者制度等の導入を視野に、関係機関と連携を図り各種調整や規定の整備等に取り組む。  |
|                            | 青少年センターの居場所の利用人数(16:30時点)      | 4,594人   |           | 3,738人   | ↓        | 【青少年活動の団体数】<br>少年音楽隊事業では市制100周年関連事業を含む地域の様々なイベントに出演し、地域の活性化に貢献した。また、青少年活動事業では、子ども連に社会参加やスポーツ活動の機会を提供し、青少年の健全育成に寄与した。  | 【青少年の居場所の数】<br>青少年の居場所として位置付けられるような民間施設等の情報収集を行い、ホームページ掲載等のPRを行う。また、居場所における担い手となる人材等の発掘・育成について、関係課、関係機関と連携して取り組む。   |
|                            | 青少年の居場所の数                      | 7箇所      |           | 7箇所      |          | 【青少年の居場所の数】<br>神崎、水堂、今北、上ノ島の各地域総合センター、大庄地区会館及び民間施設2か所を地域の居場所として市ホームページ等で紹介した。<br>地域の活動団体のネットワーク会議に出席して情報収集を行うとともに、新たな居場所づくりについて方向性を示した。<br>市内には、青少年の居場所として位置付けられるような民間施設等も多くあると考えられることから、今後、情報収集に努めて広くPRすることに加え、居場所の担い手となる人材等の発掘・育成が必要である。  |   |
|                            | こどもクラブの登録児童率                   | 34.11%   |           | 35.51%   | ↑        | 【こどもクラブの登録児童率】<br>土曜日の活動を中心に、こどもクラブ事業と児童ホーム事業を連携して行う「一休型」の実施により、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童がこどもクラブのプログラムに参加ができるよう取り組むとともに、児童ホーム待機児童をこどもクラブが対応することにより、児童の放課後の安心安全な環境の確保を図った。また、活動内容をホームページで紹介するなど、積極的に情報を発信し、こどもクラブ登録率の増加に努めるとともに、NPO、ボランティア、子ども会等との共催事業をはじめ、多様な体験活動やプログラムの実施による事業の充実に努めた。<br>事業参加への機会を上げるため、引き続き情報発信の手法等について検証や工夫が必要である。また、全ての児童が参加することも踏まえて、こどもクラブが安心・安全な居場所となり、より魅力のあるプログラムの提供が可能となるようNPOや地域、学校等との連携を一層深めながら取り組む必要がある。 | 【こどもクラブの登録児童率】<br>情報発信を工夫することで事業への参加を促進するとともに、引き続き、こどもクラブ事業と児童ホーム事業を連携して行う「一休型」の事業の取り組みを継続しながら、NPOや地域、学校等との連携の強化を図り、更なるプログラムの充実に努める。<br>今日的な社会環境の変化などに伴い放課後児童対策の充実が求められている中、こどもクラブが児童ホームの待機児童の受け皿にもなっている現状も踏まえ、より利用者のニーズに即したこどもクラブと児童ホームの運営のあり方を検討する。 |
|                            | 青少年いこいの家の利用者数                  | 13,946人  |           | 12,793人  | ↓        | 【青少年いこいの家の利用者数】<br>施設近隣に大型案内看板を設置してPRを図るとともに、敷地内に常設テント2張及びボルダリングが体験できる簡易設備を設置し、新たな設備の活用も含めた自主事業においては、利用者が前年度より107人(6.6%)増加した。しかし、施設は建築後52年が経過し老朽化が著しいことから館内の宿泊者数が減少しており、施設全体の利用者数は前年度より1,153人減少した。第1次尼崎市公共施設マネジメント計画(素案)が示すとおり、次期指定管理期間までに今後の施設のあり方を構築する必要がある。  | 【青少年いこいの家の利用者数】<br>新たな体験事業や人気事業を複数回開催するなど、事業及び施設のPR活動を行い利用促進に努める。<br>老朽化した施設の維持管理に十分注意するとともに、次期指定管理期間に向けて老朽化した宿泊棟を廃止し、野外での活動を中心とした施設へ特化することを検討する。   |

# 資料編

---

# 1 ライフステージからみた子育て支援の取組み（主なもの）

| 目標                  | 施策                        | 妊娠期       | 0歳  | 1歳 | 2歳     | 3歳                        | 4歳 | 5歳 | 6歳   | 7歳 | 8歳     | 9歳 | 10歳       | 11歳 | 12歳          | 13歳 | 14歳     | 15歳 | 16歳 | 17歳 | 18歳 |  |
|---------------------|---------------------------|-----------|---|----|--------|---------------------------|----|----|--|----|--------|----|-----------|-----|--------------|-----|---------|-----|-----|-----|-----|--|
| 子育てを楽しむ家庭環境づくり      | 産み育てるための支援<br>安全に安心して     | 母子健康手帳の交付 | 予防接種(水痘(水ぼうそう)・BCG・四種混合ワクチン・麻しん・風しん・日本脳炎・子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン など)                     |    |        |                           |    |    |  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     | 家庭の子育て環境の充実に<br>向けた支援     | 妊婦健診      | 乳幼児健診(3か月・9か月・1歳6か月・3歳)   |    |        | 思春期健康教育(喫煙・飲酒・性に関する正しい知識) |    |    |  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
| すべての子どもが健やかに育つ環境づくり | 社会的支援を必要とする<br>子ども・家庭への支援 | 妊婦健診      | 妊産婦訪問・新生児訪問・未熟児訪問   |    | 親子歯科健診 |                           |    |    |  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     | 地域で子育てを支えるための支援           | 妊婦歯科健診    | 食育の推進(各種講座・人材養成など)  |    |        |                           |    |    |  |    |        |    | (尼っこ健診)   |     | (尼っこ健診)      |     |         |     |     |     |     |  |
| 豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり | 学校教育の充実に<br>向けた取組み        | マタニティ健診   | 小児救急医療電話相談  |    |        |                           |    |    |  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     | 青少年健全育成のための支援             | 出産一時金     | 保健相談  |    |        |                           |    |    |  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | 交通安全教室などによる交通マナーやモラルの普及・啓発  |    |        |                           |    |    |  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | 地域との協働による見守り活動、可動式防犯カメラの設置  |    |        |                           |    |    |  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | あまっこいきいきナビ、あまっこねっと、ピギナス   |    |        |                           |    |    | 市報、ホームページ                                      |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | ファミリーサポートセンター   |    |        |                           |    |    |  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | すこやかプラザ、つどいの広場  |    |        |                           |    |    |  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | 乳幼児医療費助成、こども医療費助成、児童手当  |    |        |                           |    |    |  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | 母子家庭等地域生活支援、児童扶養手当、母子家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金                                |    |        |                           |    |    |  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           | こんにちが赤ちゃん | 一時預かり、延長保育  |    |        |                           |    |    | 病児・病後児保育                                       |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | 保育所(園)・認定こども園における教育・保育の実施   |    |        |                           |    |    | 児童ホーム  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | 育児支援専門員派遣   |    |        | 地域型保育(小規模保育・家庭的保育・事業所内保育) |    |    | 総合的利用者支援                                       |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | 企業等への啓発、女性・勤労婦人センター(各種講座・イベント等)   |    |        |                           |    |    |  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | 障害児福祉手当、特別児童扶養手当、障害者(児)医療費助成、補装具・日常生活用具の給付等、軽・中度難聴児補聴器購入費等助成、リフト付自動車派遣、福祉タクシー利用料助成、障害者バス特別乗車証交付 |    |        |                           |    |    |  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | 児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、障害者(児)移動支援、障害者(児)日中一時支援  |    |        |                           |    |    |  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | 障害児相談支援   |    |        |                           |    |    |  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | 民生委員・児童委員、主任児童委員による相談・見守り活動   |    |        |                           |    |    |  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     | 助産施設                      |           | 生活保護受給家庭・生活困窮家庭の児童生徒に対する学習支援  |    |        |                           |    |    |  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | スクールソーシャルワーク  |    |        |                           |    |    |  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | 要保護児童対策地域協議会、子ども家庭相談、ショートステイ、母子生活支援施設   |    |        |                           |    |    |  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | 子育てサークル   |    |        |                           |    |    | 子ども会(リーダースクール)                                 |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | 赤ちゃんの駅  |    |        |                           |    |    | スポーツ少年団や青少年を対象とした活動団体によるイベント・交流                |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | 保育所(園)・認定こども園における地域の親子同士や高齢者など多世代との交流   |    |        |                           |    |    | 少年補導員による地域巡回・声かけ・相談・補導などの活動                    |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | 教育相談  |    |        |                           |    |    |  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | 特別支援教育  |    |        |                           |    |    |  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | 私立幼稚園就園奨励補助   |    |        |                           |    |    | 要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助                           |    |        |    |           |     | 修学援助金        |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | 幼稚園における教育・保育の実施   |    |        |                           |    |    | (環境体験)   |    | (自然学校) |    | (青少年芸術体験) |     | (トライやる・ウィーク) |     | 高校生就業体験 |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | 学力向上への取組み   |    |        |                           |    |    |  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | 児童生徒の健全育成、こころの教育推進、いじめの防止   |    |        |                           |    |    |  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | 図書館での読み聞かせ、幼少期の英語学習応援   |    |        |                           |    |    | 青少年センター(異年齢交流、居場所)、青少年体育道場(柔道、剣道やレクリエーション活動など) |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | 公民館での読み聞かせ、世代間交流、イベント、まつり など  |    |        |                           |    |    | 青少年種目別交流大会(体操、バレーボールなど)                        |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | 子ども会(地域のイベント、まつり、野外活動)  |    |        |                           |    |    |  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | 少年音楽隊   |    |        |                           |    |    |  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | こどもクラブ  |    |        |                           |    |    |  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |
|                     |                           |           | 青少年いいの家、丹波少年自然の家、美方高原自然の家   |    |        |                           |    |    |  |    |        |    |           |     |              |     |         |     |     |     |     |  |

## 2 尼崎市子どもの育ち支援条例

---

### 尼崎市子どもの育ち支援条例

平成21年12月18日

条例第41号

改正 平成25年3月7日条例第18号

#### 目次

##### 前文

第1章 総則（第1条 第3条）

第2章 大人の役割等（第4条 第8条）

第3章 子どもの主体性のはぐくみ（第9条・第10条）

第4章 子どもに関する施策の策定及び推進（第11条・第12条）

第5章 子どもの育ちを支える仕組み（第13条 第17条）

第6章 雑則（第18条 第20条）

##### 付則

子どもは、未来への希望であり、私たちのまちの宝です。

すべての子どもの健やかな育ちは、すべての市民の幸せな暮らしへとつながります。

子どもは、生まれたときから、学びながら育つ力を持ち、将来への可能性が開かれています。

子どもは、その成長の過程において、生きる、育つ、守られる、参加する権利といった子どもの人権が尊重されるとともに、多様な人々とかかわりを持ち、また、多様な経験を重ねることにより、自分を大切にできる心、他者を尊重する心、規範意識等がはぐくまれ、社会の一員として様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます。

人々が共に暮らす社会では、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、一人一人の人権が尊重されなければならない、互いに他者の人権を尊重し合うとともに、社会の決まりを守り、協力して心豊かな社会をつくることが求められます。そして、子どもには、これらのことを学ぶ機会が与えられなければなりません。

大人が子どもにかかわるときは、子ども一人一人が尊厳のあるかけがえのない存在であることを深く認識し、また、子どもの声を聴き、子どもとしっかりと向き合っ、信頼関係を築くことが大切です。そして、大人には、子どもの模範となるべきことを自覚して行動するとともに、子どもが将来大人として様々な責任を果たすことができるように育てる責任があります。

私たちのまちのすべての子どもが個性豊かに伸びやかに育ち、また、その笑顔が輝き続けることは、すべての市民の願いです。

そのために、すべての大人は、互いにつながりを深め、それぞれの役割を自覚し、

子どもを育てる力を高め合いながら、子どもが健やかに育つことができるための環境を整えるとともに、次代の地域社会の担い手として子どもが社会的に自立していくように支えなければなりません。

ここに、私たちは、子どもの人権を尊重することを基本として子どもの育ちを地域社会全体で支えることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (この条例の目的)

第1条 この条例は、子どもの人権を尊重することを基本とした子どもの育成に関し、基本理念を定め、保護者、地域住民、子ども施設、事業者の役割及び市の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策についての基本的事項及び子どもの育ちを支える仕組みを定めることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に居住する者、子ども施設に在籍する者又は市内に勤務場所を有する者で、その出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
- (2) 子どもの人権 児童の権利に関する条約において児童の権利として定めるものをいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (4) 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者(子どもを除く。)又はこれらの者を構成員とする法人その他の団体(以下「法人等」という。)をいう。
- (5) 子ども施設 保育所、幼稚園、学校その他の子どもが入所し、通所し、通園し、又は通学することにより集団生活を通じて学び、育つ場としての施設で、市が設置し、又は市内に存するものをいう。
- (6) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人等で、事業活動を行うものをいう。
- (7) 関係機関 子どもの育ちに関する行政機関、医療機関等で、市及び子ども施設以外のものをいう。
- (8) 要支援の状態 虐待若しくはいじめを受けている状態、不登校の状態若しくは非行その他の問題行動を行っている状態又はこれらの状態に至る可能性が高い状態をいう。

### (基本理念)

第3条 子どもの育成に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの年齢及び成長に応じ、その意見が尊重され、子どもにとっての最善の

利益が考慮されること。

- (2) 子どもが様々な責任を果たすことができる大人に成長することができるように、その学び、育つ力が伸ばされるとともに、子どもが他者とのかかわりを大切に主体的に考え、行動していく力がはぐくまれること。
- (3) 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び市により、それぞれの役割又は責務に応じ、主体的な取組がなされるとともに、これらの者の相互の連携により、子どもが健やかに育つことができるための環境が整えられること。
- (4) 福祉、保健、教育その他の関連分野において、子どもの育成に関して総合的な取組がなされること。

## 第2章 大人の役割等

### (保護者の役割)

第4条 保護者は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの育ちを支える第一義的な責任があること及び家庭が子どもの人格形成に大きな役割を果たしていることを自覚して、家族とともに次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもが心身ともに安らぐことができるような家庭環境づくりを行うこと。
- (2) 乳幼児期から、子どもの人格を尊重し、子どもと向き合うこと。
- (3) 子どもが基本的な生活習慣、他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。

### (地域住民の役割)

第5条 地域住民は、基本理念にのっとり、地域社会が子どもの社会性及び豊かな人間性をはぐくむ場であること並びに地域社会に家庭における子育てを補完する機能があることを認識して、相互につながりを深めるとともに、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 地域社会での子どもの生活上の安全に配慮するなどの子どもが安心して生活することができるための地域環境づくりを行うこと。
- (2) 子どもが他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。
- (3) 必要に応じ、子どもの育成に関して、保護者に対する知識の提供、交流の機会づくり等の支援を行うこと。

### (子ども施設の役割)

第6条 子ども施設は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもが考える力、創造力等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。
- (2) 子どもが、集団生活における他者とのかかわりを通じて他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。

(3) 要支援の状態にある子ども（以下「要支援の子ども」という。）の早期発見及びその支援を行うこと。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たり、地域社会における社会貢献等の社会的な責任を認識して、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

(1) 子どもの育成に関して保護者、地域住民又は子ども施設が行う活動及び市が行う事業並びに第10条に規定する子どもの主体的活動に協力すること。

(2) 地域住民が第5条第1号に掲げる役割を果たすことに協力すること。

(3) 自己の従業員が保護者であるときは、第4条各号に掲げる保護者の役割を認識し、当該従業員がその子どもとのかかわりを深めることができるように配慮すること。

（市の責務）

第8条 市は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる責務を有する。

(1) 子どもに関する施策を策定し、その推進に当たっては、福祉、保健、教育その他の関連分野において総合的に取り組むとともに、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関と連携すること。

(2) 保護者、地域住民、子ども施設及び事業者がそれぞれ第4条各号、第5条各号、第6条各号及び前条各号に掲げる役割を果たすことができるように働き掛けを行うこと。

(3) 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関がそれぞれ又は相互に連携を図ることができるように支援を行うこと。

(4) この条例の趣旨について市民等の理解を深めるため、広報活動その他必要な措置を講ずること。

### 第3章 子どもの主体性のはぐくみ

（子どもの主体性のはぐくみ）

第9条 子どもは、様々な責任を果たすことができる大人へと成長するように、次の各号に掲げる事項について、その年齢及び成長に応じ、学ぶこと及び主体的に考え、行動することに努めなければならない。

(1) 他者を大切にし、他者への思いやりの心を持つこと。

(2) 社会生活上の決まりを守ること。

(3) 他者とのかかわりを大切にすることで、主体的に生きていく力を高めること。

2 大人は、子どもの人格を尊重し、その年齢及び成長に応じた意見等を聴くとともに、子どもが社会的な自立に向けて学ぶこと及び主体的に考え、行動することを支えなければならない。

（子どもの主体的活動への支援）

第10条 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び市は、子どもの社会的な自立に資するため、他者とかかわり合える機会をつくるよう努めるとともに、子どもの社会参加並びにスポーツ活動、文化活動等に関する子どもの自主的な企画及び運営

による活動（以下これらを「子どもの主体的活動」という。）への支援に努めなければならない。

#### 第4章 子どもに関する施策の策定及び推進

（子どもに関する施策の策定及び推進）

第11条 市は、次の各号に掲げる事項に係る子どもに関する施策を策定し、これを推進するものとする。

- (1) 子どもの健康の保持及び増進に関すること。
- (2) 子どもが育つための、安全かつ良好な生活環境づくり及び子どもの豊かな心をはぐくむ教育環境づくりに関すること。
- (3) 子ども同士のかかわり合い及び子どもの多様な体験の機会づくりに関すること。
- (4) 子どもの主体的活動の機会づくりに関すること。
- (5) 子育て家庭に対する子育てに係る負担の必要に応じた軽減に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、子どもが健やかに育つための環境づくりに関すること。

（推進計画等）

第12条 市長は、前条の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、推進計画を策定しようとするときは、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるほか、あらかじめ、尼崎市子ども・子育て審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。
- 5 市は、推進計画に基づく子どもに関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。
- 6 市は、推進計画に基づく施策の実施状況等について、必要に応じて子どもの意見を聴く機会を設けること等により調査を行い、当該施策の実施状況等の検証を行わなければならない。

（平25条例18・一部改正）

#### 第5章 子どもの育ちを支える仕組み

（地域社会の子育て機能の向上）

第13条 保護者、地域住民、子ども施設、事業者、関係機関及び市は、基本理念にのっとり、それぞれ又は相互のつながりを深めて、地域社会の子育て機能が向上するよう努めなければならない。

- 2 市は、地域社会の子育て機能の向上に資するため、次に掲げる事項に関し、必要な措置を講ずるものとする。
  - (1) 保護者及び地域住民が子どもの育ちを支えるための主体的な取組並びに自主的な企画及び運営による活動を行うことの奨励及び促進に関すること。

(2) 子ども、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関による子どもの育ちを支えるための主体的なつながりの形成及び拡充並びにその継続への支援に関すること。

3 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関は、前項第2号に掲げる事項について市が講ずる措置に協力するよう努めなければならない。

(要支援の子どもへの支援等)

第14条 市は、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関と連携し、要支援の子どもの早期発見に努めるとともに、要支援の子どもを認知したときは、当該要支援の子どもが置かれている家庭生活、集団生活等における環境をその最善の利益となるように改善するため、保護者、地域住民、子ども施設、事業者、関係機関及び要支援の子どもの支援について識見を有する者のうちから市長が指定する者(以下「支援関係者」という。)と連携したうえで、様々な社会資源を活用して、当該要支援の子どもに対し、必要な支援を行うものとする。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の法令に要支援の子どもの支援に関する規定がある場合は、当該法令の定めるところによる。

2 市は、前項本文の規定による支援の実施に当たっては、当該支援に係る要支援の子ども及び支援関係者の意見等から福祉、保健、教育その他の関連分野に係る総合的な視点に立って当該要支援の状態となった要因を把握したうえで、支援関係者及び市による当該要支援の子どもに対する支援に係る方針(以下「支援方針」という。)を決定するものとする。

3 支援関係者(子ども施設のうち市が設置するものを除く。)は、支援方針に基づき、要支援の子どもに対する支援を行うよう努めなければならない。

4 市は、第1項本文の規定による支援を適切に行うため、支援方針の決定、当該支援方針に基づく市及び各支援関係者の役割の分担その他当該支援方針に基づく支援の実施に関し、支援関係者と必要な調整を行うことができる。

(支援関係者に対する協力要請等)

第15条 市は、前条第1項本文の規定による支援の実施に当たり、支援関係者に対して、当該支援に必要な情報の提供その他の協力を求めることができる。

2 支援関係者のうち、子ども施設及び関係機関は、前項の規定による協力の求めがあったときは、これに応じなければならない。

3 支援関係者のうち、保護者、地域住民及び事業者は、第1項の規定による協力の求めがあったときは、これに応じるよう努めなければならない。

(支援に係る協議等)

第16条 市及び支援関係者は、第14条第1項本文の規定による支援の実施に当たり、必要があると認めるときは、相互に当該支援を行うために必要な協議(以下「支援に係る協議」という。)を求め、当該支援に必要な情報の交換を行うことができる。

2 市の職員若しくは支援関係者(法人等にあつては役員又は職員、子ども施設にあつてはその職員)又はこれらの職若しくは地位にあつた者は、正当な理由なく、支援に係る協議において知り得た情報を第三者に提供してはならない。

(体制の整備等)

第17条 市は、第13条第2項の規定により講ずる措置及び第14条第1項本文の規定による支援を効果的に実施するための体制を整備するものとする。

2 市は、第13条から前条まで(第14条第1項ただし書を除く。)の規定に基づく子どもの育ちを支える仕組み(以下「この条例による子どもの育ちを支える仕組み」という。)及び同項ただし書の規定に基づく子どもの育ちを支える仕組みの一体的な運用に努めるものとする。

## 第6章 雑則

(調査研究)

第18条 市は、第11条の規定による子どもに関する施策の策定及び推進並びにこの条例による子どもの育ちを支える仕組みの運用等に必要な調査研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第19条 市は、第11条の規定により子どもに関する施策を策定し、及び推進し、並びにこの条例による子どもの育ちを支える仕組みを運用するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5章の規定は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月7日条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。